

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成事業 業務委託にかかる企画提案の公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成事業業務委託について、次のとおり公告する。

平成31年3月7日

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
茨城県推進会議会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 業務名
東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成事業業務委託
- (2) 業務内容
別紙「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成事業業務委託にかかる企画提案の公募に関する説明書」による。
- (3) 委託期間（予定期間を含む）
2019年4月1日から2020年3月31日まで
- (4) 担当
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議事務局
（以下「推進会議事務局」という）茨城県県民生活環境部オリンピック・パラリンピック課内
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-2790 FAX 029-301-2791

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。また、同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 当該業務を事業委託期間内にわたり確実に遂行するために必要な組織、能力、人員等の体制を有する者であること。
- (6) プロポーザルの実施に関し、企画提案書を審査する委員が自ら主宰し、又は委員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

推進会議事務局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。
 なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容	① 提案内容的確性 (本業務 (仕様書) の理解度) ② 提案内容の有効性 (カウントダウンイベントの開催日、会場等の選定やイベント概要、その他機運醸成に関する取組の有効性) ③ 提案内容の独創性 (機運醸成に係る独自提案の独創性) ④ 提案内容の実現性 (スケジュールや実施体制の妥当性) ⑤ 見積額の妥当性 (全体運営・管理、機運醸成に関する取組等に係る費用の妥当性)
業務の実施体制	⑥ 配置予定者の専門性・実績 (業務経験、再委託や連携企業の有無)
会社の業務実績	⑦ 同種及び類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

(1) 担当

推進会議事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2790 FAX 029-301-2791

(2) 公募に関する説明書の交付方法

ア 交付期間

平成31年3月22日(金)正午までとする。

※ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4(1)の担当に同じ

ウ 交付方法

イにおいて直接交付する。なお、直接交付を希望する場合は、4(1)の担当あて事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 平成31年3月22日(金)午後5時まで

イ 提出先 4(1)の担当に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が分かる方法)に限る。

エ 留意事項 企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、県の休日及び正午から午後1時までを除く)。郵送の場合には、平成31年3月22日(金)までに到

着したものを有効とする。

(4) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

イ その他

- ・ プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) プロポーザルの審査内容に関しては公表しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。